

北竜町ひまわり油再生協議会設置要綱

(平成 28 年 1 月 28 日制定)

(平成 28 年 2 月 22 日改正)

(設 置)

第 1 条 「ひまわりのまち 北竜」のブランド力を更に高め、交流人口の増加や移住定住を図ることなど、ひまわりによる地域振興を目的として、民間企業と提携し、地元産ひまわり油事業を確立するために、北竜町ひまわり油再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 油用ひまわりの生産体制に関する事
- (2) ひまわり油等の商品化・販売体制に関する事
- (3) 植物油の生産・商品開発に関する事
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(組 織)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 北竜町役場
- (2) 北竜町議会
- (3) 学識経験者
- (4) 民間企業
- (5) 町長が特に認める者

2 委員については、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 前条に規定する委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事業の実施や協議会事案を協議するため、協議会の下部機関として、北竜町ひまわり油再生協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、第3条の中から会長が任命する者をもって構成し、必要に応じて会議を開催する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、北竜町役場企画振興課に置く。

(その他)

第9条 協議会の運営に関し、この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。